

## 地下水供給契約書(案)

発注者・地方独立行政法人新小山市市民病院(以下「甲」という。)と受注者・●●●●●●(以下「乙」という。)は、地方独立行政法人新小山市市民病院で使用する浄化地下水の供給に関し、次の条項により供給契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲で使用する浄化地下水を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (契約金額)

第2条 契約金額は、浄化地下水1立法メートル当り●●●●●●円とし、契約金額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等相当額」という。)を含むものとする。  
2 前項の消費税等相当額は、消費税法第28条第1項及び同法第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき算出する額とする。

### (需要場所)

第3条 需給場所は、次のとおりとする。  
所在 栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1  
名称 地方独立行政法人新小山市市民病院

### (契約期間)

第4条 契約期間は、平成27年●月●日から平成42年12月31日までとする。  
2 乙は、前項に定める契約開始日以降速やかに仕様書に規定するさく井、浄化設備等の施設整備を行い、法令等に定める水質検査、関係官庁への届出等全ての業務を執行し、次条で定める供給開始日前に供給体制を整えるものとする。  
3 乙は、次条で定める供給終了日後、速やかに施設、設備等の撤去を行い、第1項に定める契約満了日後、甲に土地を返還するものとする。  
4 第2項で定める設備等を設置する土地は、別紙仕様書及び配置図によるものとする。

### (供給期間)

第5条 供給期間は、平成28年1月1日0時から平成42年12月31日24時までとする。

### (契約保証金)

第6条 契約保証金は、契約単価に12ヵ月分の予定数量を乗じた額の100分の10以上の額（現金又は担保）を納付する。ただし、地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成25年規程第51号。以下「契約規程」という。）第30条第1号又は第3号に該当する場合は、これを免除する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、本契約に係る権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（計量及び検査）

第8条 計量日は、原則として毎月末日24時とし、乙は、計量日に計量器により記録された値により使用水量等を算出し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）

第9条 料金の算定期間は、原則として前日の計量日から当月の計量日までの期間とする。

（料金の計算）

第10条 毎月の使用料金の計算方法は、需給水量に契約単価を乗じて得た従量使用料金の和とし、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（料金の支払い）

第11条 乙は、第8条に定めた検査終了後、前条に基づき算出した金額を1月毎に甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

（契約単価の変更等）

第12条 経済状況の変化、その他の事情により第2条で定める単価が不適當となったときは、甲又は乙は、契約単価の変更を申し出ることができる。

2 前項の変更金額は、甲、乙方法が協議のうえ、決定する。

（機密の保持）

第13条 甲及び乙は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責を負うものとする。ただし、甲及び乙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、上水の供給をする見込がないと甲が認めたとき。

(2) 本契約の履行に際し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

2 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により乙がこの契約に基づく債務の履行ができないときは、その旨を甲に通知することによりこの契約を解除することができる。

3 乙の責によらないで、次の各号の一に該当するときは、甲及び乙双方で協議のうえ、本契約を自動解除するものとする。

(1) 本契約締結の後、乙によるさく井の結果、地下水の汲み上げが不可能となったとき又は汲み上げる地下水が少量のため供給予定水量を供給することが不可能となったとき若しくは汲み上げた地下水がいかなる浄化作業を行っても法令に規定される水質が保持できないと甲が認めたとき。

(2) 本契約に規定する浄化地下水の供給開始後、地下水脈の枯渇等による地下水の汲み上げが不可能となったとき又は汲み上げる地下水が少量ため供給予定水量を供給することが不可能となったとき若しくは水質の変化等によりいかなる浄化作業を行っても法令に規定される水質が保持できないと甲が認めたとき。

4 前3項に定めるもののほか、甲は、第12条第2項に規定する協議が成立しない場合において、本契約を解除することができる。

5 前4項の規定により本契約を解除したときは、第4条第3項の規定を準用し、乙の責任において、速やかに施設、設備等の撤去を行い、原状回復の後、甲に土地を返還するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第15条 この契約は、契約規程第3条第2項の規定による複数年度にまたがる契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算の当該契約金額等について減額又は削除があった場合は、甲はこの契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更又は削除しようとする会計年度の予算の理事会承認日以後直ちに通知するものとする。

(違約金)

第16条 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。契約保証金の納付がないときは、乙は、当該日から当該日が属する年度の末日までに係る予定使用水量に第2条に定める契約単価を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に

支払わなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が次のいずれかにかが該当したときは、その損害を甲に請求することができる。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない事由を除き、乙が甲に損害を与えたとき。

(2) 第14条第1項の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第14条第2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があったときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 前2項の賠償額は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

(協議事項等)

第18条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第19条 本契約に関する訴えの管轄は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

	住 所	栃木県小山市若木町1-1-5
甲（発注者）	名 称	地方独立行政法人新小山市市民病院
		理事長 島田和幸 印

	住 所	
乙（受注者）	名 称	

印